

外国為替証拠金取引約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(注文)</p> <p>第8条</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>2 お客様は、前項の売買注文については、当社が提供するオンライントレード・システムを通じてのみ行ない、システム障害が発生した場合も含めて、電話、FAX、電子メールその他の方法による受注は原則として行なわないものとします。ただし、当社が別途定める場合においては、この限りでは<u>ありません</u>。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第9条～第31条 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。<u>ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではありません。</u></p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>(2023年7月施行)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(注文)</p> <p>第8条</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>2 お客様は、前項の売買注文については、当社が提供するオンライントレード・システムを通じてのみ行ない、システム障害が発生した場合も含めて、電話、FAX、電子メールその他の方法による受注は原則として行なわないものとします。ただし、当社が別途定める場合においては、この限りではないものとします。</p> <p>3～10 (略)</p> <p>第9条～第31条 (略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第32条 次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>(2022年11月施行)</p>